法Ⅱ裏シケプリ

授業中に先生が言ったことをまとめただけのものです。一応これとレジュメ持ち込んどけばどうにかなるのでは、という感じです。問題提起的なものについては、自分で考えてください。

　【目次】

Ⅰ．法の生成

　１．条約

　１－１定義

　１－２条約の成立

　１－３条約の効力

　１－４条約の解釈

　２．慣習国際法

　３．国際法生成過程の特質・限界とその克服？

Ⅱ．国際紛争の処理

　１．国際司法裁判所ICJ

　１－１管轄権

　１－２受理可能性

　１－３判決の履行

　２．紛争解決手続きの増大と国際法の「断片化」

　２－１国際法解釈の統一性の危機？

　２－２紛争解決機能の低下？

Ⅲ．国際法の履行

　１．国際平面における履行

　１－１史的経緯

　１－２現代における履行確保：対抗措置

　１－３現代における履行確保：各種条約上における仕組みの構築

　２．国内平面における履行

　２－１国内法秩序における国際法の地位

　２－２国内法秩序における国際法規範の適用

――――

Ⅰ．法の生成

国際法…立法機関存在しない。

　　　　司法機関が弱い（国際司法裁判所は強制管轄家をもたず）

　　　　国際社会は中央集権ではない＝国家の分権構造

憲章、議定書なども

すべて条約

１．条約

１－１定義

「二以上の国際法主体（国家間/国家と国際組織/国際組織間）によって文書の形で締結され、国際法によって規律され、国際法上の効果を生じる国際的な合意」

Ex.日米安全保障条約（日米間）、国連大学の設立に関する同意（日・国連間）

　　　⇔国内大使館の移転に関する合意（国内法が適用される）

１－２条約の成立

・プロセス：署名（官僚が議論・署名）→批准（議会の承認により批准）

　　　　　　※日本では実際的な行為は天皇が行う。

　Cf.日本国憲法（レジュメ参照のこと）

　　例えば、98条2項では国際法が国内でも効力を有する旨が定められている（国内法＜

国際法）

・しかし、日本が1年に結ぶ条約の数は100以上。国会だけではとても対応しきれない。

　→太平三原則（1974）：国会承認条約と行政取極に区分

　　　　　　　・国会承認条約　　法律事項＝個人の権利を制限する条約

　　　　　　　　　　　　　　　　財政事項=支出を必要とする条約

　　　　　　　　　　　　　　　　政治的重要性＝上記2つ以外で政治的に重要なもの

　　　　　　　・行政取極‐行政府限りで締結

　Cf.英は、条約締結に議会が関与せず、行政府限りで締結を行う。

　　∵条約はそのままでは英国内で効力をもたない。

　　　条約批准後、それを国内法に書き直す作業が必要。（この段階で議会が条約の可否を判断）

１－３条約の効力

(1)一般原則

　合意は拘束する/条約は第三者（つまり批准していないもの）を益しも害しもしない。

　→要は契約のようなもの

(2)留保reservation　＝条約のうち、ある条文XをA国にとってはないものとする、

もしくは別の条文に書き換える。

Ex.社会権規約：日本はこの条約のうち「高校教育の無償化」の条文を留保していたが、つい最近になって留保を撤回した。

・留保の可否の決め方：国際連盟方式（全員一致が原則）、汎米連合方式　※戦前の話

　　汎米連合方式

　　A国　――――――B国（承認）、C国（承認）、D国（却下）

（留保を申し出る）

　　帰結：AB間(留保付きの条約締結)、AC間(留保付きの条約締結)

　　　　　AD間（条約締結なし）、BCD間では普通に条約締結

　‐国際連盟方式と比べ多くの国が条約を締結できる。

　‐ただ、国によって条約の内容がバラバラになってしまう。

　‐それゆえ条約適用の場面で不都合が生じる。

　　国際連盟方式

A国　――――――B国（承認）、C国（承認）、D国（却下）

（留保を申し出る）

　　帰結：A国は条約に加盟できず、BCDだけで条約締結

　‐批准国の全員の許可が出ないと留保付きの批准はできない。

　‐条約を批准する国が少なくなり拘束力が弱まる。

問題提起：それぞれの方式の欠点を克服するためにはどのような制度が考えられるか。

a)ジェノサイド条約留保事件（ICJ）＊ジェノサイド条約は大量虐殺を禁止するための条約

　‐9条「手続き義務」（大量虐殺について紛争が生じた場合ICJで処理）

　‐ソ連がこの9条を留保

　‐他の国がこの留保をどのように処理すべきかをICJに相談

　‐ICJの勧告的意見：「両立性」…もともとの条約の趣旨と留保の内容が両立するか

どうかで判断。この場合は留保を認めるよう勧告。

b)条約法条約　＊これは条約に関する様々な規定を定めた条約

　‐ICJの判断を踏襲し、「両立性」による判断基準を定めた。

　‐しかし、両立性の判断をそれぞれの国で決めるため、実質は汎米連合方式とあまり変わらない。

c)「人権条約の趣旨・目的と両立しない留保は無効であって、そのような留保を付した国は留保を付す前のオリジナルの条約規定に拘束される」…（R）という規定

[case1] Belilos事件（欧州人権裁判所）

　‐Belilosさんが許可なくデモを行った。

　‐彼はそのことで警察に逮捕され罰金を科された。

　‐スイス国内法上は罰金を科すことに何の問題もない。

　‐Belilosさん側は欧州人権条約第6条に反するとして起訴。

　＊スイスは欧州人権条約の批准にあたって「紛争が生じた場合、必ずしも欧州人権裁判所に判断を任せる必要はなく、国内の司法府で裁くことができる」旨の留保をしていた。

　‐上記Rの規定によって、オリジナルの規定に従って欧州人権裁判所で裁判が行われ、最終的にBlilosさん側の起訴は認められた。

　‐その後スイスは留保を撤回。

　‐この場合はまだよいとして…

[case2] Rawl Kennedy事件（自由権規約、規約人権委員会）

　‐事件内容は省略するが、上記の事件同様、人権に関する紛争が生じ、最終的に被告に死刑判決が下った。

‐被告側が規約人権委員会に申し立て。

　＊トリニダード・トバゴは自由権規約に対して「死刑に関わる場合には委員会の検討を受けない」旨の留保をしていた。

　‐しかし、Rの規定によって、オリジナルの規定に従って規約人権委員会による裁定を受けることとなり、結果、被告側の起訴は認められた。

　‐その後トリニダード・トバゴは規約から完全に脱退

　‐これでは規約の意味がない。

以上のように、留保の可否の決定方法はどれもそれぞれに問題点を有する。

１－４条約の解釈

Cf.条約法に関するウィーン条約(条約法条約)31条　(レジュメ参照してください)

・条約の解釈が問題となる事例

　←「合意による拘束」という概念が前提にあるために、国内法のように憲法、民法、商法などを体系的に解釈するということができない。

　‐ECは遺伝子組み換え（GMO）製品の安全性はまだ不明確であるとして、米国、カナダからのこれらの製品の輸入を禁止。

　‐これに対して、米/カナダは、関連するWTO協定（SPS協定…輸入制限を認めない旨を規定）上許されない輸入制限であるとしてECをWTOパネルに提訴。

　‐パネル手続きにおいて、ECは、条約法条約31条3項(c)にもとづき、SPS協定の解釈にあたっては、「関連規則」として、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を参照すべきであると主張。

(1)ECのみがカルタヘナ議定書に加盟している場合

(2)ECおよび米/カナダの紛争当事国がカルタヘナ議定書に加盟しているが、他のSPS協定当事国の中にはカルタヘナ議定書に加盟していない国が存在する場合

のそれぞれにつき、SPS協定の解釈に当たりカルタヘナ議定書を参照しうるか？

(1)当然参照することはできない。国家は合意していない条約には拘束されない。

(2)条約法条約31条3項でいう「当事国」の解釈が問題となる。

　WTOパネルは「当事国」とは「SPS加盟国全体」であると解釈し、参照不可とした。

　なぜなら、同じSPS協定に加盟しているのに国によってSPS協定の条文の解釈及び適用が異なるのは問題であるから。

〈批判〉

　・ほかの関連規則を参照できる場合が非常に限られる。

　・EC、US、カナダは両方に加盟しているのだから参照を認めるべきでは？

２．慣習法

成立要件

　・一般慣行…多くの国（特に利害対立した両陣営をも含むような場合）が同じことを繰り返し行っている。

　・法的確信…法的にそうあるべきだと認められる。

→これら２つがそろえば慣習国際法として成立。成立要件がゆるいため拘束できる対象は条約よりも広い。しかし、条約と比べ内容が非常に曖昧。

３．国際法生成過程の特質・限界とその克服？

条約・慣習法それぞれに難点があり、限界がある。その克服の方法を見ていこうというのがここでの目的。

・法典化…慣習法としてすでに成立しているものを条約として文章化し、内容の曖昧さを克服。例えば、条約法条約は、条約について昔から存在していた慣習法を条文化したものである。

・安保理決議

Cf.国連憲章（25条…安保理の決定は加盟国を拘束する。

　　　　　　39、41、42条…平和・安全保障のために勧告・決定を行う。）

Ex.安保理決議1373 (2001)…これは1999年に結ばれたテロ資金供与防止条約を安保理決議として採択することで、拘束力を持たせたものである。

　安保理決議1540 (2004)…テロ組織への破壊兵器の提供等を禁止

・国際基準の取り組み

Cf.使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約…「国際的に定められた基準」に基づいて放射性物質の管理をすることを規定。

ここでいう「国際的に定められた基準」とは、国際原子力機関IAEAが定めたものであり、この基準に一定の拘束力を持たせることがこの条約の目的である。具体的な基準等を条約外で定めることで、容易にアップデートが可能という利点もある。

・国際法の一般原則

Ex.コルフ海峡事件（ICJ、1949）

　‐アルバニア領海のコルフ海峡を公開中の英の軍艦が機雷に接触。軍艦は破損、死傷者も出た。

　‐平時における機雷の取り扱いをはっきりと定めた国際法が当時存在しなかった。(唯一存在していた慣習法も、機雷を置いたのがアルバニアかどうかわからなかったために適用できず)

　‐ICJはこれに関してアルバニアの責任を認めた。

　　∵当時ギリシャと緊張状態にあったアルバニアは沿岸部に見張りを置いており、機雷

　　　の存在を認知していたはず。無線等で英の軍艦に連絡する責任があった。

＝人道の基本的考慮

→この事例は、国際法が適用されないケースにおいて、国際法に依らない規範によってなんとか問題を解決しようとした点で意味がある。

Ⅱ．国際紛争の処理

１．国際司法裁判所ICJ　＠オランダ・ハーグ

役割　・争訟事件…国内の裁判とほぼ同じ。

　　　・勧告的意見…国際組織が自らの行動の過程で生じた問題についてICJに意見を求

める（拘束力無し）

１－１管轄権　（勧告的意見では問題にならない）

国内の裁判所とは異なり、強制管轄権（強制的に裁判を行う権利）は持たない。

ICJが裁判を行える場合↓

①compromisによる合意付託…二国が合意したうえでICJに文書を提出→裁判スタート

②応訴管轄…一方の当事者が訴え、その相手国が裁判に応じる。

③条約中の裁判条項…条約の中でICJの判断に任せる旨が規定されている。

　　　　　　　　　　（Ex.ジェノサイド条約第9条）

④選択条項受託宣言…もし自国が訴えられた場合はその裁判を受ける、と前もって宣言し

ておくこと。ICJの強制管轄権を認めることになる。

　　　　　　　　　　※宣言しているのは日本含む30国程度。安保理では英のみ。

Cf.現在日本はICJで１つ案件を抱えている。オーストラリア・ニュージーランドから、日本の調査捕鯨が捕鯨条約に違反しているとして訴えられている。これは、表の④によって裁判がスタートした例。

・ノッテボーム・ルール

紛争発生

リヒテンシュタインが

グアテマラを提訴

グアテマラ

選択条項受託宣言

リヒテンシュタイン

選択条項受託宣言

グアテマラの受託宣言より3年が経過したが、グアテマラは宣言の更新をせず、裁判の打ち切りを求めた。

「3年間のみ有効」という留保付き

→ICJは提訴の段階で宣言していれば裁判を継続できるとした。

　提訴の段階で受託宣言の有無を判断するこのルールをノッテボーム・ルールと呼ぶ。

・相互主義…留保をつけていれば、その留保は相手にも適用される。

1957　ノルウェー公債事件

‐ノルウェー公債の金兌換停止が国際法違反であるとして、ノルウェー国債を買っていた仏がノルウェーをICJに提訴。

‐仏は、「仏が自国の国内管轄事項と判断する事項に関する紛争を除いてICJの強制管轄権を受諾する」旨の留保付き受諾宣言をしていた。

‐ノルウェーは相互主義に基づいて、「本件はノルウェーの国内管轄事項と考えるため、ICJの管轄権成立しない」と主張。

‐この事件について、ICJは裁判管轄権を設定しうるだろうか。

→相互主義により裁判は成立しない。この場合、仏の留保自体に問題がある。この留保では、相手国は仏の訴えをすべて却下できてしまう。

　その後、仏はこの留保を変更。

1998　スペイン対カナダ漁業管轄権事件

‐カナダはICJの強制管轄権受諾宣言をしていたが、1994/3/10、「”disputes arising out of or concerning conservation and management measures”を受諾対象から除外する」旨の留保を当該宣言に追加した。

‐1994/3/12、カナダは、200海里以遠における外国漁船を資源目的で拿捕しうるとする「沿岸漁業法」を制定。

‐翌年、カナダ沖245海里で漁業を行っていたスペイン船Estai号を同法違反の容疑で拿捕。

‐これに対してスペインは、拿捕は「旗国主義に反する」としてカナダをICJに提訴。

‐この事件について、ICJは裁判管轄権を設定しうるだろうか。

→設定できない。

　カナダは訴えられるのを見越して留保をつけたのが見え見えだが、裁判管轄権は認められなかった。

そもそも強制管轄権受託宣言は、強制的なものではなく、自発的な判断によるものである。したがって、留保についてもその国の裁量次第である。

　ここでの留保は確信犯的なものであり、どう解釈してもこの事件において強制管轄権を受諾しないという意思としか考えられない。よって、カナダ側の意思を尊重すべきである。

Cf.日本企業が使用している船はほとんど日本を旗国としていない。

　∵　登録等のコストが高い。また、日本を旗国とする場合、一定数以上の日本人乗組員（人件費高）が必要であったり、環境への配慮が求められたりする。

　→パナマ・リベリアは規制が緩いので、それらを旗国とする船が多い（便宜置籍船）。

　　様々な問題が生じる。

１－２受理可能性

管轄権はあるのに、別の理由で裁判を行えないということがある。

・政治問題の抗弁

1986　ニカラグア事件

‐冷戦期、米はニカラグア（社会主義）の反政府ゲリラ・コントラに対して資金・武器支援や軍事訓練を行っていた。

‐こうした米の行為は武力行使禁止原則や不干渉原則に反するとして、ニカラグアが米を提訴。

‐米は「この問題は高度に政治的であるし、現在国連安保理で討議中であるので、司法判断になじまない」として、事件の受理可能性を争った。

‐ICJは事件を受理して裁判を行うべきだろうか？

→ICJは「すべての紛争には政治的側面がある」ため、政治性を理由に判断できなくなることはないと判断。ICJはあくまで法的な側面について判断するに過ぎないとした。

・事件性・ムートネスの法理

1974　核実験事件

‐オーストラリアとニュージーランドは、仏による大気圏内核実験の違法性確認と実験中止命令を求めてICJに提訴。

‐裁判手続き進行中に、仏大統領は「仏は、大気圏内核実験を以後行わない」旨の発表を記者会見で行った。

‐こうした仏の宣言を受けて、ICJとしては裁判の打ち切りを決定すべきだろうか？

→・訴えのうち、違法性の確認がまだなされていない。（原告側の主張）

　・これに対して、違法性確認は中止要求と一体で、あくまでその理由にすぎないという意見もあった。

　・ICJは後者の意見を受け入れ裁判を中止。（ただし、仏大統領の発言は仏を拘束するということを明言・確認し仏が再び実験を行った場合はこの裁判の再開として裁判を行えるとした）

　・裁判官の間でも意見は分かれ、批判も集中した。

・第三国の利益

1995　東ティモール事件

‐ポルトガルの植民地であった東ティモールは、軍事進出したインドネシアによって1976年から占領されていた。

‐1989年、オーストラリアとインドネシアは東ティモール南部の大陸棚開発について条約を締結。

‐東ティモールの施政国たるポルトガルは、施政国としての権限と東ティモール人民の自決権・天然資源に対する恒久主権が侵害されたとしてオーストラリアをICJに提訴。

‐ICJは本件について判断を下すことが可能か？

＊まず、インドネシアは受託宣言をしていないため、訴えられていない。

→ポルトガル「インドネシアは軍事占領しているにすぎず主権はティモールにある」

ICJは裁判を行わず。

∵オーストラリアの条約の締結が違法かどうかを判断するには、インドネシアの占領が違法かどうかを判断しなければならない。これはICJの基本原則に反する。（同意ある国同士で裁判を行う原則）

Cf.ナウル…小さな島国

　‐植民地時代、豪・仏による共同統治を受けていた。

　‐その間に、リン酸塩という資源が枯渇。

　‐ナウルはオーストラリアを提訴。

　‐ICJは裁判を行った。

　‐オーストラリアがどれくらいの資源を搾取したかのみを判断すればよく、受託宣言を行っていない仏の行動の違法性を判断する必要がなかったため。

・原告適格…原告として裁判を受ける権利があるかどうか

1966　南西アフリカ事件

‐南アフリカは、国債連盟と結んだ委任統治協定に基づいて南西アフリカ地域の統治を委任されていた。

＊国際連盟での「委任統治」は国連では「信託統治」として結びなおされたが、その移行期に南アは信託統治協定を結ばず、南西アフリカに居座った。

‐南アは同地でアパルトヘイトを行った。

‐このような統治は、住民の向上に資する統治を義務付ける委任統治協定に反しているとして、エチオピア・リベリアが南アを相手取ってICJに提訴。なお、3国とも受託宣言を宣言している。

‐ICJは本件について判断を下せるか？

→・南西アフリカ（現ナミビア）は当時国ではなく、主権がないので、訴えを起こすことができない。

　・そのため、エチオピア・リベリアが代理として提訴。

　・ICJはエチオピア・リベリアは自らが被害を被っているわけではなく、実際に被害を受けているのは国際連盟だとして、訴えを認めなかった。

Cf.特定の国が被害を受けているわけではない事例は現代社会において多くある。（たとえば、環境破壊）

そうした場合に、訴えを認める（不利益を被っている人のために裁判を行うべき）か、認めない（不利益を被っている国がはっきりとは存在しないため裁判を行う必要はない＝原告適格ではない）かは、かなり重い判断となってくるだろう。

・原告適格２

2012　引き渡しか訴追か事件

‐在任中に人権侵害を行った容疑があるチャドのHabre（右から左のアクサン有）元大統領は、1990年のクーデタでセネガルに脱出し、現在も同国に居住中。

‐2005年、ベルギーがHabre氏に対して拷問等の容疑で国際逮捕状を発した

　＊国際逮捕状：ICPOに頼んで発行。逮捕後発行を頼んだ国に引き渡し。

　＊ベルギー：チャドからの移住者が多く、人権意識高い。

‐ベルギー・セネガルが当事国となっている拷問禁止条約は、拷問の容疑者が領域内に所在する国に対して、その者を訴追の意思がある関係国に引き渡さない場合には自国で訴追するために必要な措置をとる義務を課している。

‐Habreの引き渡しに応じないセネガルを相手取ってベルギーがICJに提訴した。

‐ICJは本件について判断を下せるか？

→・判断を下せる。

　・セネガルは条約に違反、引き渡しか訴追をしなければならないと判断。

　・ベルギーは直接関係ないが条約加盟国なので国際社会の利益のためにも訴えられるとした。

　・前の南アの件を考えると、アパルトヘイトも慣習法により（慣習法はすべての国を拘束する）訴えてもいいことになる。その意味で今回の判決は判例の変更と言える。

Cf.原告適格の問題

もし関係していない国が訴えを起こすことを認めると…

　１、訴えが乱発する。

　２、早い者勝ちで訴えを受け付けた場合、その国が裁判に負けてしまうとそれで判決が確定してしまう。（後から国の方が優れた訴訟戦略を持っていることも多い）

　３、内政干渉にあたるのではないか？

⇒新しい仕組みが必要

・勧告的意見における司法判断適合性（注：これは勧告的意見の話）

　‐ICJ規程65条1項

「裁判所は、国際連合憲章によってまたは同憲章に従って要請することを許可される団体（次頁参照）の要請があったときは、いかなる法律問題についても勧告的意見をも与えることができる（may give an advisory opinion）。」

＊mayだから与えなくてもよいが、これまで与えなかったことは一度もない。

　‐国連憲章96条

　1項→総会または安全保障理事会はいつでも要請できる

　2項→国際連合のその他の機関および専門機関は要請するために総会の許可が必要。

⇒「国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関である」（国連憲章92条）

　それゆえ、「やむをえない理由」のない限り、意見すべき。これまではすべての要請に

応じている。

　　Cf.核兵器使用の合法性に関する勧告的意見（ICJ、1996）レジュメ参照のこと。

１－３判決の履行

（1）安保理の措置の位置づけ

　・国連憲章94条

　　1項→国連加盟国はICJの判決に拘束される。

　　２項→一方の国がICJの与える義務を履行しない場合、他方の国は安保理に訴えるこ

とが可能。安保理は、必要であれば、判決の執行のために勧告をし、またはと

るべき措置を決定することができる。

　・拒否権が発動されれば必ずしも執行は行われない。

　・ICJではなく政治機関としての安保理が執行を行う。

　　　問題点：「国際の平和・安全」という安保理の目的に関わらない事件については執行

してくれない。また、強制の方法としては経済制裁くらいしかない。

　（2）対抗措置

　相手が判決を履行しない場合、自国が相手に負っている義務を履行しないことで圧力をかけ対抗。国際規範で認められており、違法ではない。

1978　米仏航空協定事件（米＝仏仲裁…事件ごとにアドホックに設置）

＊航空協定…A国の領空をB国の航空機が飛行することを認める。

‐米のジャンボジェット機PamAmがアメリカを出発

‐英で一回着陸し、機体変更。小さめの機体に変更して仏へ。

‐仏は途中で機体を変えることは協定に反すると主張。

‐米は仏の主張聞き入れず、飛行続ける。

‐仏はロンドンから飛んできた機体が仏で乗客・積荷等を下すことを拒否。

‐米は対抗措置としてAirFranceの着陸を拒否。

→ICJは「機体変更は認められる」とした。よって、米機が積荷を下すことを仏側が拒否したことが協定違反と判断され、米側の対抗措置は正当と認められた。

＊この事件ではじめて「対抗措置」という言葉が用いられた。

　それまでは「復仇」と呼ばれ、対抗措置と異なり武力行使も含むものだった。

　対抗措置や復仇はもともとは違法であるが、相手への対抗策として合法と認められるの

に対し、「報復」はそもそも国際法に違反しない行為のことを指す。

＊また、対抗措置は、イ）相手を裁判・仲裁の場に引っ張り出すための圧力として、ロ）履行の強制のための圧力として、用いられる。

　なので、相手が裁判に応じたら、または履行したら、対抗措置をやめなければならない。

２．紛争解決手続きの増大と国際法の「断片化」

・国際海洋法裁判所＠ドイツ・ハンブルク

　‐国連海洋法条約により設置

・旧ユーゴ国際刑事裁判所＠オランダ・ハーグ、ルワンダ国際刑事裁判所＠タンザニア

　‐対象が特定されている（旧ユーゴ、ルワンダの内戦で行われた非人道的行為について）

　‐個人を裁く。

　‐国連の安保理決議によって設置。

・国際刑事裁判所

　‐1998、条約が採択され設置。

　‐個人を裁く。

※安保理による付託があっても、スーダンの例のようにICCの検察官の入国を拒否された場合は捜査を行えず、裁判も行えない。

　‐裁判の開始条件　・締約国による申し立て

　　　　　　　　　　・ICC検察局による調査

　　　　　　　　　　・安保理による付託

　‐上2つの場合、犯罪地国or容疑者国籍国の同意が必要。

　‐補完性原則…当事国がきちんと容疑者を裁いている場合はICCは関わらない。

　　　　　　　　補完的に裁判を行う。

・WTO紛争処理手続き：パネル→上級委員会の二審制

　　Cf.1994年より前は、GATT紛争処理手続き：パネル

・EU裁判所

・欧州人権裁判所…人権侵害について裁判

・各種の仲裁裁判…事件ごとに裁判官をアドホックに選んで裁判

２－１国際法解釈の統一性の危機　最高裁のような法解釈を統一するための機関がない。

Ex.行為の国家への帰属に関する基準

2007　ジェノサイド条約適用事件（ICJ）”effective control”

‐構図はTadic事件と同じ。

‐Slpskaのムスリム虐殺についてボスニアが新ユーゴを訴えた。

‐ICJは新ユーゴには責任はないとした。

　→effective control の基準

1999　Tadic事件（ICTY）”overall control”

‐旧ユーゴを脱退したボスニア・ヘルツェゴヴィナの国内には、セルビア系が多数所属するSlpskaという団体があった。（そのリーダーがTadic）

‐同じくセルビア系の新ユーゴはSlpskaに金・武器・訓練等の支援を行っていたところ、Tadicがボスニア政府関係者を拷問。

‐Tadicの行為は内戦中の事件と判断されICTYで裁かれることに。

‐ICTYはTadicの行為の責任は新ユーゴに帰責する、と判断。

　→overall control の基準

　　　・金・武器等の一般的支援を行っているため、新ユーゴに責任があるとみなしう

る。

1986　ニカラグア事件（ICJ）”effective control”

‐冷戦期、社会主義国であったニカラグアにはUCLAとコントラという２つのゲリラ集団が存在した。

‐米は、コントラに対して金・武器・訓練等の支援を行い、UCLAには機雷の設置を直接指示していた。

‐ICJは、UCLAの行為の責任は米に帰属するが、コントラの行為の責任は米に帰属しないとした。

　→effective controlの基準

　　・UCLAに対しては具体的に指示をし、実質的にコントロールしている。

　　・一方、コントラには具体的な指示は出しておらず、支援をしただけ。

※ただしコントラを支援（干渉）したことについての罪は別に問われうる。

２－２紛争解決機能の低下

（1）判断対象の部分性

キハダマグロの事件のように自由貿易を推進するGATTは貿易の性質のみ扱い、問題を全体としてとらえて判断することができない。すなわち、国際機関はそれぞれ特化した面についてしか判断できない。

1998　shrimp-turtle事件（WTO上級委員会）

‐エビの獲り方がカメの生息を脅かすとして、米がインド・マレーシア・パキスタンからのエビの輸入を禁止。

‐３国が米を提訴。

‐WTO上級委員会：20条(g)に該当するが、20条のただし書に該当するため米の敗訴と

判断した。

1994　キハダマグロ事件（GATTパネル）

‐マグロを獲る漁法が他の生物（イルカ等）を殺してしまうとして米がメキシコ原産のマグロ輸入を禁止。

‐メキシコのマグロをツナ缶に加工して輸出していたECが米を提訴。

‐GATTパネル：11条1項違反で米が敗訴（条文はレジュメ参照）

‐米は20条(b)(g)を主張

‐GATTパネル：「イルカ保護のためにマグロ輸入禁止」は間接的すぎる

　　　　　　　　(b)(g)の趣旨とは異なる

　　　　　　　　として、米の主張を訴えた。

⇒20条(g)の解釈が２つの事件で異なっている。

　GATTからWTOに改組するときに、環境を保護する意志を前文に置いたため。（時代の変化に柔軟に対応しようと試みた）

（2）実質的同一事件に関する複数判断

　【図】

独

CEDC

オランダ

CME

　　　　　　　　　　　　　株保有

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資本提供

　　　　CMEの筆頭株主

　　　　　　　　　　　　　　　投資保護

チェコ

　　認可

CET21

　　　　　　　　　　　　　　　　　条約

米

Lauder氏

2001　Lauder対チェコ事件（米＝チェコ投資協定仲裁）

‐チェコ政府はテレビ局CET21に放送認可を出すも、後に当該企業がドイツ資本に支配されていることが明らかになった。

‐チェコ政府は放送認可を取消し。

‐Lauder氏は投資保護条約を援用し、チェコを提訴。

‐仲裁の判断：チェコの不当は認めるもLauder氏に損害は無いとし、損害賠償請求を退けた。

2003　CME対チェコ事件（オランダ＝チェコ投資協定仲裁）

‐事実関係はほぼ上の事例と同じ。

‐仲裁の判断：CMEに対して損害賠償請求を認めた。

‐CMEはCEDCの株を保有しており、CET21の認可取り消しによって損害を受けたと言えるので、損害賠償請求が認められた。

＊株式保有の特殊性により、同一事例で判断が食い違ってしまった例。

問題提起：何をもって同一事件とするか？　　当事者？請求の趣旨？請求原因？

Ⅲ．国際法の履行

１．国際平面における履行

１－１史的経緯

・正戦論…正当な理由（正当原因）があれば戦争を行ってもよいという考え方

　　　　　　　防衛…自己防衛

正当原因　　権利回復…権利の侵害に対して抗議しても相手が聞き入れないとき

　　　　　　　刑罰…ローマ教皇の力が強かった時代、キリスト教に反することをした罰として

・復仇…全面戦争には至らず。

＊戦時はそれ以前に締結した条約などはすべて一時的に効力を失う。

　平時には復仇によって合法的な抑止を行う。

・戦争や一部復仇の違法化

　　‐債権回収のためにする兵力使用制限条約（ポーター条約）（1907）

→自国の国民が持つ他国の国債を回収するために武力を用いることを制限。ただし、相手国が仲裁に応じない、判決に従わない場合は武力行使してよい。

　　‐国際連盟体制「戦争モラトリアム」

→紛争が起きると、裁判（PCIJ）、仲裁、または理事会による審査が行われ、その

　　　　　判決確定後３ヶ月間は当事国は勝手に動くことができない。（モラトリアム）

　　　　　３ケ月経っても判決が履行されない場合は武力に訴えてよい。

　　‐不戦条約（1928）

　　　　→防衛目的以外での戦争を禁止。しかし、戦争ではないとして（宣戦布告を行わない等）武力行使を行うことは可能だった。

・武力行使の違法化

　‐国連憲章2条(4)「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を……慎まなければならない。」

　　　　・例外：安保理の決定がある場合、自衛の場合

　　　　・「武力による……」の言い回しによって「戦争ではない」という言い逃れを防ぎ、主権の保護よりも平和を重視している。

１－２現代における履行確保：対抗措置

　Ⅱ．１－３参照

１－３現代における履行確保：各種条約上における仕組みの構築

（1）違反への対応

Ex.WTO：紛争解決機関（DBS）によるリタリエイション（仕返し）の認可

　　　　　→パネルや上級審の判断に従わない国に対して、その国からの輸入制限等の経済制裁（リタリエイション）を行う旨の判断をDSBが行う。当事国以外にも効力をもつため効果的。つまり、関係のない国もその国に対して輸入制限をしてよい。

＊WTOの仕組み

パネル→上級委員会（上級審）→DSB（紛争解決機関）

ちなみに、WTOの採択はネガティブコンセンサス方式を採用しており、1人でも賛成すれば採択される。

（2）国際コントロール

・国家報告制度　Ex.自由権規約

加盟国に自国内においてその条約がどのように順守されているのか定期的にレポートを提出させる。（公平性を期すため国内のNGOによる審査を推進している）→各国の代表と面談→Webで結果報告　法的拘束力はないが一定の圧力有

・査察　Ex.NPT（核不拡散条約）体制下におけるIAEA（国際原子力機関）の査察

NPTの保障措置協定に基づいて年に一回IAEAの職員が非核保有国を現地査察。また、IAEAのカメラを設置し、それによる監視も行っている。違反国に対してはウラン等核原料の輸出を制限するなど制裁を行うこともできる。しかし、インド・パキスタン等非加盟国もあり、coverageに問題あり。

２．国内平面における履行

２－１国内法秩序における国際法の地位

・変型方式…条約自体は国内で効力をもたない。国内法に条約の内容を組み込むことで実現。カナダなど。

・編入方式…自国が加盟した条約は国内でも効力を持つ。ほとんどの国はこの方式を採用。

Cf.イギリス：条約については変型方式、慣習法については編入方式を採用。

２－２国内法秩序における国際法規範の適用

キーワード：直接適用可能性、自動執行性

それぞれレジュメで事案、条文、判旨を確認しながら読んでください。

2001　ハーグ陸戦条約3条損害賠償事件（東京高裁）

‐インドネシアで日本軍の捕虜となり、虐待を受けたオランダ人が日本政府を訴えた。

‐当時の日本には国家賠償法（公務員の行為に対する損害賠償を規定）がなく、他に該当する法律もなかったためハーグ陸戦条約を根拠に使った。

帰結：適用できない。

1990　西陣ネクタイ事件（最高裁）

‐政府が日本国内の養蚕業を保護するために生糸の輸入を制限。

‐安い生糸が手に入れられなくなった西陣織ネクタイ製造会社が、政府を提訴。

‐使えそうな国内法がなかったため、GATTを援用。

帰結：適用できない。

1994　京都指紋押捺拒否逮捕事件（大阪高裁）

‐在日韓国人（2世）が、外国人登録法の定める指紋押捺を拒否した結果逮捕された。

‐在日韓国人はこれについて指紋登録の違法性を訴えた。

‐しかし、これにおいても根拠とできる国内法はなかったため、自由権規約を根拠に使った。

帰結：適用可能。自由権規約7条を適用はしたものの、これには当たらないと判断。

＊条約適用の基準

①条約が個人の権利義務を定めようという趣旨であること。

　ハ：法律制定が1907年で当時個人に権利を与えるという概念は希薄だっただろうと考えられ、これはおそらく国家間について規定したもの。よって適用は不可。

　京：自由権規約は、個人が権利を持ち国家がそれを保障すべき、という内容。「何人も～」という文言からそれが読み取れる。よって、適用は可能であったが、本件において指紋押捺制度が外国人に与える精神的苦痛は、「一定の程度」に達するものではないので、条文内「品位を傷つける取り扱い」には該当しない、と判断された。

　西：GATTは国家間の自由貿易についての取り決めであって、個人の権利義務を定めたものではない。企業も法人として個人と同視できるので、GATT条項を適用することはできない。

②条約の文言が曖昧でなく、その内容が明確に定められていること。

　ハ：判旨最後にある通り、ハーグ陸戦条約3条は「我が国裁判所において直ちに適用が可能といえるほどに明確に規定されているものともいい難い」。よって、これを裁判所の裁量で判断してしまうと、裁判所がルールを決めているも同然で、これは三権分立及び法的安定性（同一の事例で常に同じ結論が出されること）の観点に照らして不適。ゆえに、適用することはできない。

Cf.解釈基準としての援用（間接適用）

　‐外国人のマナーが悪かったため、銭湯が「外国人お断り」の貼り紙をした。

　‐これを見た外国人が人種差別だとして銭湯を提訴。

　帰結：民法９０条の解釈基準として人種差別撤廃条約５条を参照できる（間接適用）とした。

　判旨：「私人間相互の関係については、…人種差別撤廃条約が直接適用されることはないけれども、…人種差別撤廃条約は、…司法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。」

あ、ちなみにキーワードですが、

直接適用可能性が条約適用基準の①に、

自動執行性が②に対応していると思われます。

――――――――――――

イントロダクションのところはおそらく出ないでしょう。出たとしても選択問題のところだと信じましょう。

そして「Ⅳ．法という営み」のところもおそらく出ないでしょう。論述の中で触れると点は上がるかもしれませんが、まあ大した加点にもならないでしょう。

それでは、おやすみなさい。